泉崎村障害者活躍推進計画

機関名	泉崎村
任命権者	泉崎村長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
泉崎村における障	泉崎村は、令和2年より泉崎村教育委員会との特例認定により、
害者雇用に関する	両機関を合算して障害者任免状況通報を行う。
課題	令和元年において、法定雇用率は達成しており、令和2年以降
	についても継続できるように努めたい。障害のある職員は、会計
	年度任用職員として雇用しているため、常勤職員を含め安定した
	雇用ができるように検討する必要がある。
目標	
① 採用に関する	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該
目標	6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。
	(評価方法)
	毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行う。
② 定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。
目標	(評価方法)
	毎年度末に、前年度採用者の定着状況を把握し進捗管理を行う。
取組内容	
① 障害者の活躍	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
を推進する体	○組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事担当)を
制整備	整備するとともに、組織外の関係機関と連携し、関係者間で役
	割分担や相談窓口を整理し、関係者間において情報を共有する。
	○役割分担については人事異動等に変更が生じるため、定期的に
	更新を行う。
② 障害者の活躍	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負
の基本となる	担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
職務の選定・	○人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができて
創出	いるのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③ 障碍者の活躍	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者については、定期的
を推進するた	な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講
め環境整備・	じる。
人事管理	○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえ
	つつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
④ その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

泉崎村障害者活躍推進計画

機関名	泉崎村教育委員会
任命権者	泉崎村教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
泉崎村における障	泉崎村は、令和2年より泉崎村教育委員会との特例認定により、
害者雇用に関する	両機関を合算して障害者任免状況通報を行う。
課題	令和元年において、法定雇用率は達成しており、令和2年以降
	についても継続できるように努めたい。障害のある職員は、会計
	年度任用職員として雇用しているため、常勤職員を含め安定した
	雇用ができるように検討する必要がある。
目標	
③ 採用に関する	職員は、泉崎村(村長部局)からの出向職員で構成しており、
目標	会計年度任用職員は村長が雇用決定を行っているため、独自の職
	員の採用は行っていない。
④ 定着に関する	なし
目標	
取組内容	
⑤ 障害者の活躍	○職員は、泉崎村(村長部局)からの出向職員で構成されている
を推進する体	ため、障害者雇用推進者は村長部局と同一の総務課長を選任す
制整備	る。
	○組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事担当)を
	整備するとともに、組織外の関係機関と連携し、関係者間で役
	割分担や相談窓口を整理し、関係者間において情報を共有する。
	○役割分担については人事異動等に変更が生じるため、定期的に
	更新を行う。
⑥ 障害者の活躍	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負
の基本となる	担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
職務の選定・	○人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができて
創出	いるのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
⑦ 障碍者の活躍	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者については、定期的
を推進するた	な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講
め環境整備・	じる。
人事管理	○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえ
	つつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	· ·